2026年版

Japan. Tax-free Shop

さあ、免税店になろう!

消費税免税店の手引き





観光庁 Japan Tourism Agency

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

目次

1 消費税免税店になる前に

1-1 消費税免税制度とは …… 03
1-2 消費税免税店とは …… 04
1-3 免税購入対象者とは …… 05
1-4 免税対象物品とは …… 06
1-5 購入記録情報とは …… 07
1-6 免税販売手続の委託とは …… 08
1-7 消費税相当額の返金とは …… 09
1-8 臨時免税店制度とは …… 10
1-9 自動販売機型消費税免税店の概要 …… 10

2 消費税免税店になるには

2-1 消費税免税店になるための準備 …… 11
2-2 消費税免税店になるための申請書一覧 …… 12
2-3 一般型消費税免税店になるための申請方法 …… 13
2-3-1 免税販売手続を自ら行う場合 …… 13
2-3-2 免税販売手続を委託する場合 …… 14
2-4 承認免税手続事業者になるための申請方法 …… 15
2-5 臨時免税店を設置するための申請方法 …… 16

3 消費税免税店になったら

3-1 消費税免税店での免税販売手続の流れの概要 …… 18
3-1-1 免税販売手続を自ら行う場合 …… 18
3-1-2 免税販売手続を委託する場合 …… 20
3-2 消費税免税店での免税販売手続の詳細 …… 22
3-2-1 免税購入対象者の確認 …… 22
3-2-2 購入記録情報の作成に関する留意点 …… 22
3-2-3 外国人旅行者等の返金に関するご案内 …… 23
参考① 空港・海港での税関確認について …… 23
参考② 免税販売手続のお役立ちツール …… 23
相談窓口 …… 24

観光庁 Japan Tourism Agency
経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

1-1 消費税免税制度とは

消費税免税制度（※1）は、消費税免税店（※2）を経営する事業者が、外国人旅行者等の免税購入対象者（※3）に対して免税対象物品（※4）を販売する際、一定の条件を満たした場合には消費税が免除される制度です。具体的には、その消費税免税店において、免税購入対象者に免税対象物品を一定の方法で販売し、免税購入対象者がその免税対象物品を持ち出すことにつき税関の確認を受けた場合に、消費税が免除（免税）されます。消費税免税店での免税販売手続から免税適用及び返金までの流れは次のとおりです。

（※1）正式名称は消費税法第8条に定める「輸出物品販売場制度」といいます
（※2）正式名称は「輸出物品販売場」といいます
（※3）詳細はP05「1-3 免税購入対象者とは」をご覧ください
（※4）詳細はP06「1-4 免税対象物品とは」をご覧ください

購入時の免税販売手続

消費税免税店の流れ

●課税販売
●購入者に対して必要事項を説明
●購入者に対して返金方法を案内



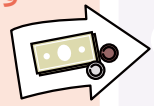
税関確認情報（電磁的記録）を保存

購入記録情報（電磁的記録）の送信



消費税免税店を経営する事業者は、その販売情報等（購入記録情報）及び免税対象物品の持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受けます。

●税関による持出し確認後、税関確認情報を保存して外国人旅行者等に返金します



返金

購入時



出国時



免税手続き

税関確認後



返金

旅行者の流れ

●パスポート等の提示



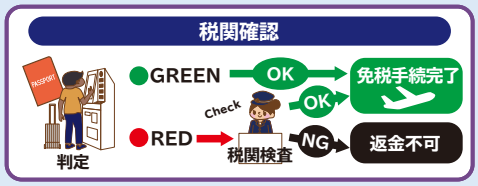
Visit Japan Web

免税購入対象者（外国籍）については、Visit Japan Webサービスで表示される二次元コードを免税店で読み込むことにより、パスポート情報の提供を受けることが可能です。また、本人確認は二次元コードとともに表示される顔写真等により行います。

●返金方法の登録



●パスポート等の提示
●購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受ける



●出国



1-2 消費税免税店とは

外国人旅行者等の免税購入対象者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税を免除して販売できる店舗のことです。

消費税免税店には2つの種類があります。

一般型消費税免税店

① 免税販売手続を自ら行う消費税免税店
② 免税販売手続を委託する消費税免税店

申請方法 P13
手続の流れ P11

①消費税免税店を経営する事業者自身がその消費税免税店において免税販売手続を行います。

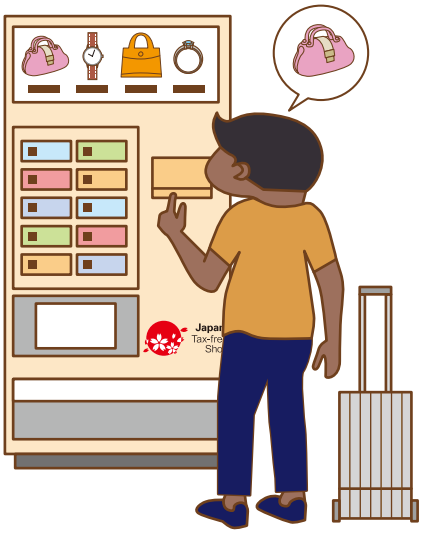
②消費税免税店では免税販売手続を行わず、免税手続カウンターに委託します。

自動販売機型消費税免税店

自動販売機（国税庁長官が観光庁長官と協議して定めるものに限る）によってのみ免税販売手続が行われる消費税免税店です。







1-3 免税購入対象者とは

免税販売ができるのは「外国人旅行者等」ですが、具体的には次のような方が対象です。

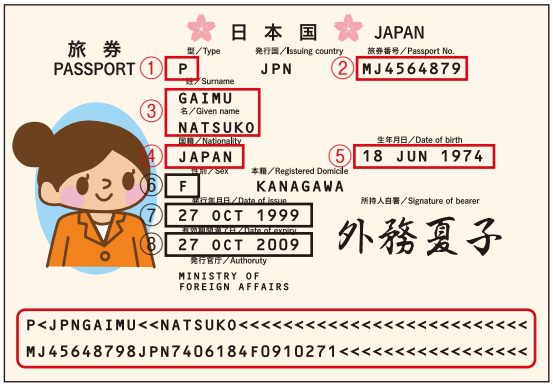
●非居住者のうち「外国籍」を有する者

免税購入対象者本人から下記書類の提示を受け、本邦入国後6ヶ月未満であることを確認出来ること（外交・公用・米軍を除く）。

在留資格	提示されるパスポート等の種類	確認する入国の証印等	免税可否
短期滞在（※1）	パスポート（※2）	上陸許可証印（シール）	○
外交			
公用			
上記以外	パスポート	上陸許可証印（シール）	×
上陸許可等	**提示されるパスポート等の種類**	**確認する入国の証印等**	**免税可否**
寄港地上陸の許可	パスポート	寄港地上陸の許可の証印（シール）	○
通過上陸の許可		通過上陸の許可の証印（シール）	
米軍構成員等（日米地位協定により入国する方）		「SOFA」スタンプ	
船舶観光上陸許可	パスポート（※3）及び船舶観光上陸許可書	船舶観光上陸許可書	
乗員上陸許可	パスポート及び乗員上陸許可書	乗員上陸許可書	
緊急上陸許可	パスポート及び緊急上陸許可書	緊急上陸許可書	
遭難による上陸許可	パスポート及び遭難による上陸許可書	遭難による上陸許可書	

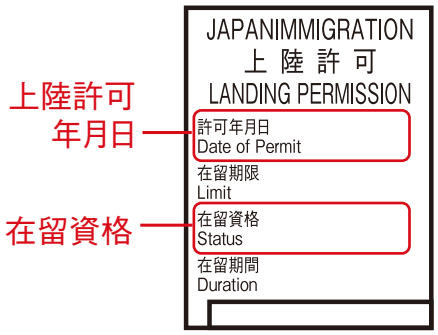
（※1）トラスティド・トラベラー・プログラム（TTP）を利用して入国された方は、在留資格と上陸許可日の確認を特定登録者カードで行う
（※2）パスポート等に係る情報が記録されたVisit Japan Webの二次元コードによる確認も可能
（※3）船舶観光上陸許可書で入国された場合には、許可書に貼付されたパスポートのコピーも可

<参考>パスポートの見本



①パスポートの種類
（P=一般のパスポート）
②パスポート番号
③氏名
④国籍
⑤生年月日
⑥性別
⑦パスポートの発行日
⑧パスポートの有効期限

<参考>上陸許可証印（シール）の見本
※パスポートに貼られています



●「日本国籍」を有する非居住者のうち、免税購入対象となる者

免税購入対象者本人から下記書類の提示を受け、本邦入国後6ヶ月未満であることを確認出来ること。「マイナンバーカード」、「在留証明」または「戸籍の附票の写し」のいずれかで日本国外の地域に引き続き2年以上（※4）住んでいることを確認できること。

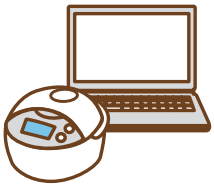
要件	提示されるパスポート等の種類	証明書類	免税可否
国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は住居を有することを「証明書類」で確認できること	パスポート	「マイナンバーカード」、「在留証明」または「戸籍の附票の写し」 ・在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。 ・これらの証明書類については、本籍の記載は不要とされます。 ・マイナンバーカードには、カード代替電磁的記録（スマートフォンのマイナンバーカード）を含み、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。	○
外国にある事務所に勤務する目的で出国し、その滞在期間が2年未満である者	パスポート	上記書類	×
2年以上外国に滞在する目的で出国し、その滞在期間が2年未満である者			

（※4）証明書類に記載された国外転出日（国外居住開始日）から最終入国日（パスポートの帰国証印の日付）までの期間が2年以上

1-4 免税対象物品とは

下記物品（※）を除き日本国外に持ち出される物品全てが免税対象物品となります。

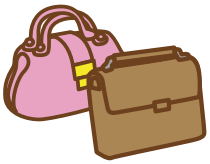
●消費税免税店で購入される商品のイメージ

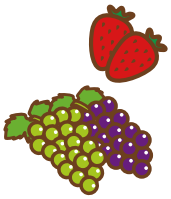

家電製品


服･着物


時計･宝飾品


民芸品


カバン


食品類


飲料類


薬品類

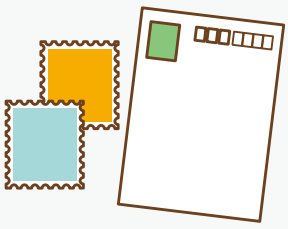

化粧品類

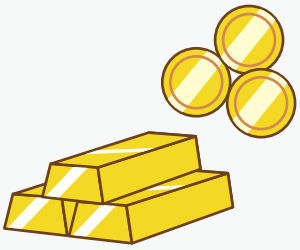
注意点

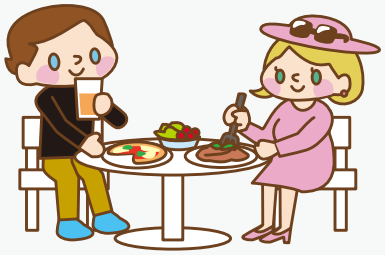
〇合計が税抜5,000円以上
〇出国時にその全てを自ら所持して国外に持ち出すことができる数量に限られる
〇飲食料品や化粧品等のいわゆる消耗品を国内で使用した場合免税不可

（※）免税対象外となるもの

〇消費税が非課税の物品
〇不正目的で購入されるおそれが高い物品（金及び白金の地金、金貨、白金貨）
〇物品ではないもの（サービスにかかる料金、飲食にかかる料金等）

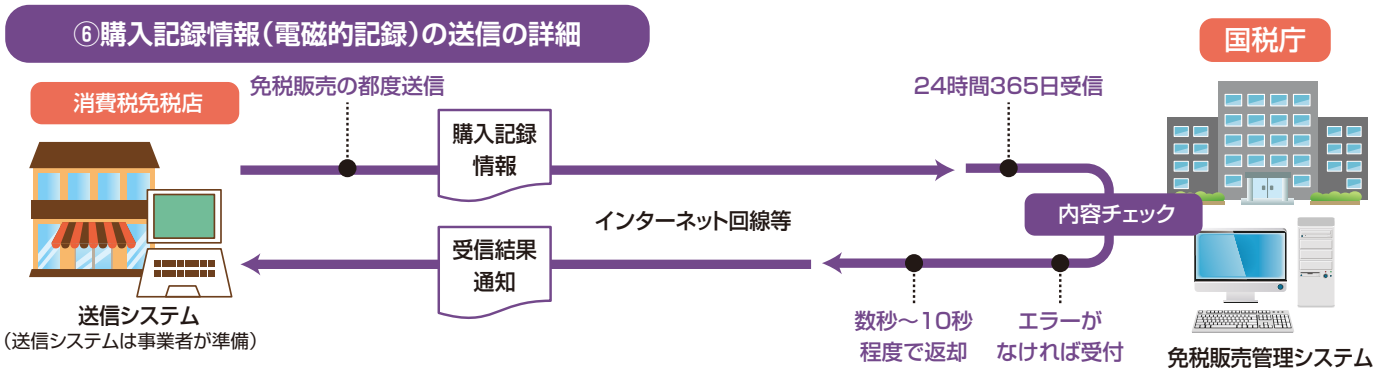






1-5 購入記録情報とは

消費税免税店での免税販売手続の際、購入した外国人旅行者等のパスポート等の情報や購入した商品の情報を記載した購入記録情報を国税庁へ送信する必要があります。送信された購入記録情報に基づき、出国場所の税関で購入した商品の日本国外への持出しが確認されます。消費税免税店での購入の際に行う免税販売手続の流れは以下のとおりです。



●承認送受信事業者への委託

国税庁へ購入記録情報を送信することについて、消費税免税店が自らシステムを構築して送信することの他、承認送受信事業者に送信を委託することもできます。承認送受信事業者の一覧を観光庁のホームページでご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/howto.html

＜参考＞購入記録情報の入力項目

消費税免税店で免税販売を行う際、手続の都度購入記録情報に入力すべき情報は以下となります。

購入者に関する情報

①氏名　②国籍（地域）　③生年月日　④在留資格　⑤上陸年月日
⑥パスポート等の種類　⑦パスポートの番号
⑧（日本人の場合のみ）海外在住を確認した証明書類の種類
⑨（日本人の場合のみ）証明書類に記載された海外居住を開始した年月日

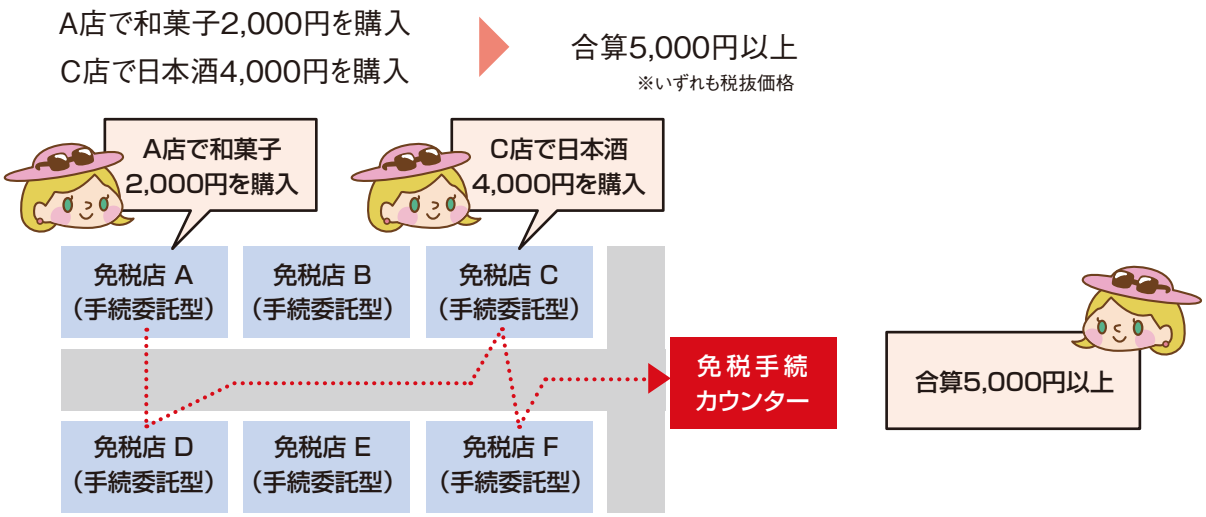
購入物品に関する情報

⑩品名　⑪品名ごとの数量　⑫品名ごとの販売価格　⑬軽減税率の対象である場合はその旨
⑭（商品単価が税抜100万円以上の場合）商品情報詳細、シリアルナンバー等

1-6 免税販売手続の委託とは

消費税免税店は、免税販売手続を自ら行うことのほか、承認免税手続事業者（※）に委託することもできます。

●免税手続カウンターでの買い物のイメージ



同日のお買い物は、店舗を越えて合算して免税販売手続が可能!
※2026年11月1日以降は商店街等の区分が撤廃され、より広いエリアで手続を委託できます

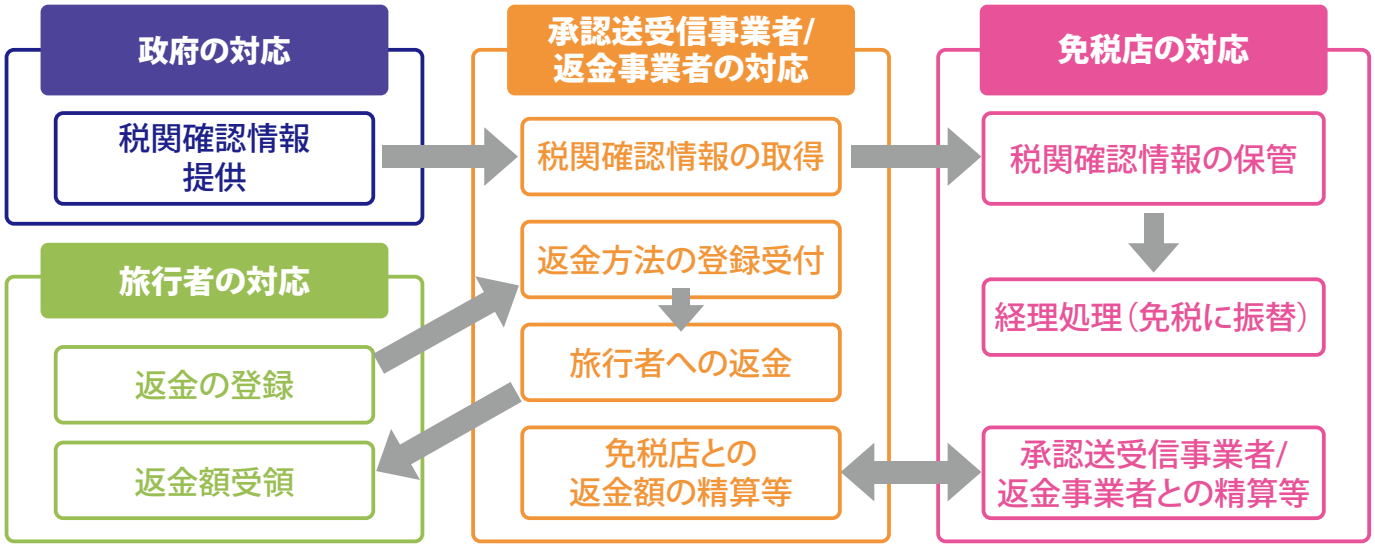
（※）消費税免税店を経営する他の事業者から委託を受けて、その消費税免税店の免税販売手続を行おうとする事業者（消費税の課税事業者に限る）は、その設置する免税手続カウンターごとに、自身の納税地を所轄する税務署長の承認を受け、承認免税手続事業者になる必要がある。

●免税販売手続を委託するメリット

- 消費税免税店で免税販売手続を行う必要はありません。
- 同じ日に購入し、同じ承認免税手続事業者に委託する場合には、購入分を合算して下限額（税抜合計5,000円）を判定することができます。
- 商店街やショッピングセンター等の一定のエリアだけでなく、同日の購入であれば地域全体、島全体等の広いエリアでの購入分をまとめて免税販売手続することができます。
- また、通常は消費税免税店が自ら免税販売手続を行い、忙しい時間帯や曜日にだけ手続を委託することも認められます。

1-7 消費税相当額の返金とは

外国人旅行者等が出国の際に税関で持出し確認を受けたら、消費税免税店は税関確認情報を保存して、外国人旅行者等に消費税相当額を返金します。消費税免税店が外国人旅行者等に直接返金する方法の他、他の事業者に返金業務を委託することもできます。



●返金を行うための法令対応について

外国人旅行者等に返金するためには、消費税法とは別の法令対応も必要となります。

ケース	対応者	資金移動業の事前登録	犯収法対応	外為法対応
消費税免税店が返金	消費税免税店	△（※）	要	要
返金を委託	承認送受信事業者または返金事業者	要	要	要

（※）消費税免税店が返金する場合でも資金移動業の登録が必要となるケースがあります

＜留意事項＞
・資金移動業の登録は、返金を開始するまでに完了する必要があります
・現在、すでに資金移動業を登録されている事業者であっても、消費税免税制度の改正に伴う「返金事業」を新たに行うことについて管轄の財務局へ登録変更の手続を完了する必要があります
・犯収法対応、外為法対応については、国税庁Q&A（詳細編）問58に記載があります

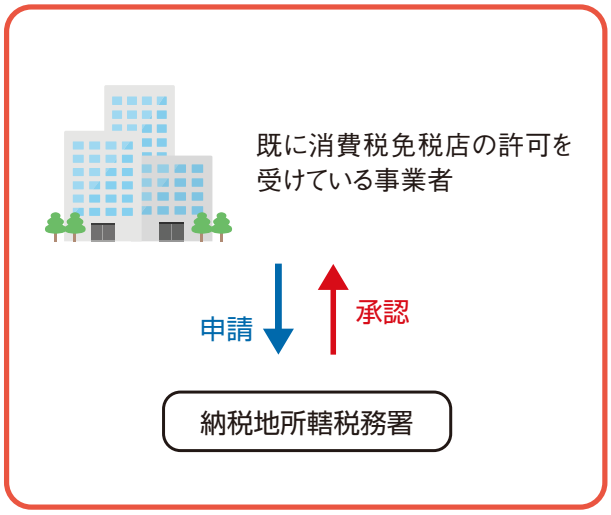
1-8 臨時免税店制度とは

地域のお祭りやイベント会場等において7月以内の期間を定めて設置する臨時免税店は、一定の要件を満たす場合、消費税免税店として免税販売手続を行うことができます。

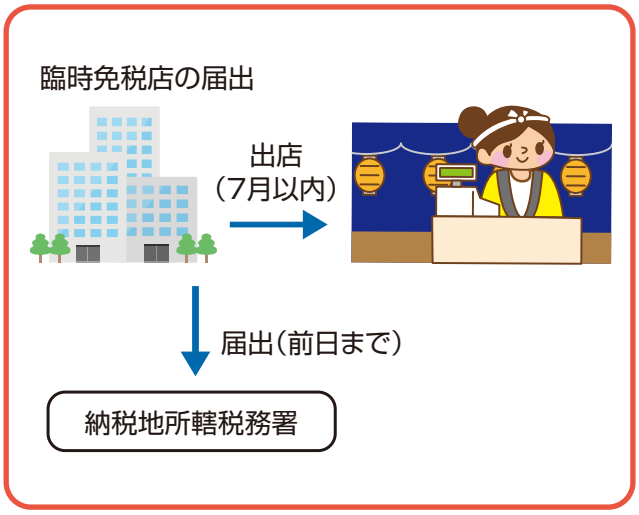
①消費税免税店を経営する事業者であること
②あらかじめ臨時免税店を設置しようとする事業者として納税地を所轄する税務署長の承認を受けていること
③臨時免税店を設置する日の前日までに、臨時免税店を設置しようとする期間等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること

●イベント会場等への臨時免税店の設置手続

臨時免税店の設置に係る事前承認
あらかじめ、臨時免税店を設置しようとする事業者として税務署長の承認を受ける。

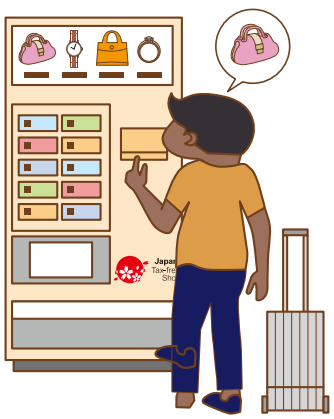


出店時
前日までに、臨時免税店を設置することを税務署長に届け出る。



1-9 自動販売機型消費税免税店の概要

自動販売機（国税庁長官が観光庁長官と協議して定めるものに限る。）によってのみ免税販売手続が行われる消費税免税店です。
自動販売機型消費税免税店では、人員配置が不要となります。



2-1 消費税免税店になるための準備

●消費税免税店になるためには、まず以下の点について決定します 。

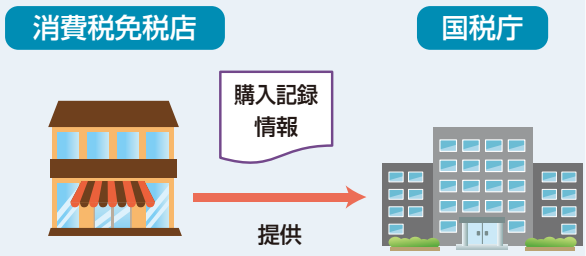
①購入記録情報の送信方法

・自社で送信のシステムを構築するか、または承認送受信事業者に委託するかを決定します
・承認送受信事業者に委託する場合には、承認送受信事業者と契約を締結します

参考 **購入記録情報の提供方法の決定**

a)自社による送信

消費税免税店が自ら購入記録情報を免税販売管理システムへ送信する方法。

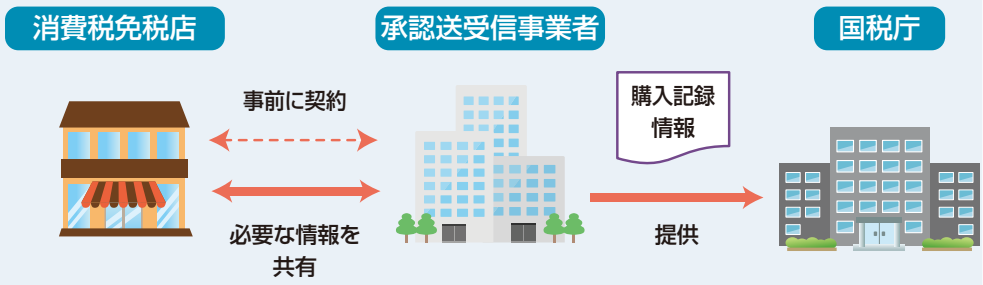


●a-1 消費税免税店を経営する事業者がシステムを構築
消費税免税店が自ら購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するためのソフトウェア・アプリケーションを構築する必要があります。

●a-2 他社システム使用
他の事業者が提供する購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するためのソフトウェア・アプリケーションを用意する必要があります。

b)承認送受信事業者経由での送信

●b-1 承認送受信事業者のシステムを使用
承認送受信事業者を介して購入記録情報を送信する方法。事前に承認送受信事業者と契約する必要があります。



②免税販売手続方法

・免税販売手続を消費税免税店が自ら行う、または免税販売手続を承認免税手続事業者に委託するかを決定します
・免税販売手続を委託する場合には、承認免税手続事業者と契約を締結します

③消費税相当額の返金方法

・消費税免税店が自ら外国人旅行者等に返金する、または返金を行う事業者等に返金業務を委託するかを決定します
・返金業務を委託する場合には、返金を行う事業者と契約を締結します

○①～③について決定したら、消費税免税店を経営する事業者の所轄の税務署に輸出物品販売場許可申請書と添付書類を提出します。許可申請については、2-2、2-3をご覧ください。

2-2 消費税免税店になるための申請書一覧

種類		名称	申請書	添付書類
一般型	自ら免税販売手続を行う	一般型消費税免税店	輸出物品販売場許可申請書	承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
	免税販売手続を委託する			承認送受信事業者との契約書、手続の委託に関する契約書の写し等
自動販売機型		自動販売機型消費税免税店		承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
承認免税手続事業者		承認免税手続事業者	承認免税手続事業者承認申請書	免税販売手続マニュアル等
臨時販売場	臨時販売場を設置しようとする事業者	臨時免税店	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書	購入記録情報送信の委託の有無に応じた添付書類
	臨時販売場の設置		臨時販売場設置届出書	テナント契約書や出店許可書の写しなど

●消費税免税店の許可要件について

各種消費税免税店毎に許可要件があります。申請書類の記載方法や必要な添付書類については、
各種記載要領でご確認ください。

以下には一般型消費税免税店の許可要件を示しています。
※各種記載要領は、国税庁の各輸出物品販売場許可申請手続のページで入手可能です。

	要件
①	次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。 イ　現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと。 ロ　輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
②	免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。
③	購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。

2-3 一般型消費税免税店になるための申請方法

2-3-1 免税販売手続を自ら行う場合

●必要書類（一般型消費税免税店／免税販売手続を自ら行う場合）

種類		名称	申請書	添付書類
一般型	自ら免税販売手続を行う	一般型消費税免税店	輸出物品販売場許可申請書	承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
	免税販売手続を委託する			承認送受信事業者との契約書、手続の委託に関する契約書の写し等
自動販売機型		自動販売機型消費税免税店		承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
承認免税手続事業者		承認免税手続事業者	承認免税手続事業者承認申請書	免税販売手続マニュアル等
臨時販売場	臨時販売場を設置しようとする事業者	臨時免税店	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書	購入記録情報送信の委託の有無に応じた添付書類
	臨時販売場の設置		臨時販売場設置届出書	テナント契約書や出店許可書の写しなど

●手続情報（一般型免税店／免税販売手続を自ら行う場合）

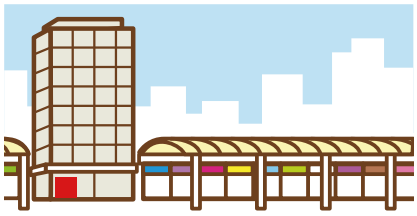
	内容
提出時期	一般型消費税免税店の許可を受けようとするとき
提出方法	e-Taxによる送信又は書面の送付・持参
提出先	消費税免税店の許可を受けようとする事業者の納税地を所轄する税務署
添付資料	・販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類 （免税販売手続マニュアルなど） ・購入記録情報の送信を承認送受信事業者に委託する場合には、その委託に関する契約書の写し （購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写しなど） その他の添付書類について、「輸出物品販売場許可申請書の記載要領等」を確認 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm#a05
手数料	不要
留意事項	輸出物品販売場の許可及び識別符号の通知には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って許可申請書を提出してください。

2-3-2 免税販売手続を委託する場合

販売場での免税販売手続を委託したい場合には、免税販売手続を委託する先の事業者（承認免税手続事業者）との間で免税販売手続に関する業務委託契約を締結する必要があります。

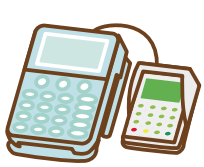
●免税手続カウンター導入のヒント

既に免税販売手続用のカウンターを設置している百貨店やスーパーに手続を委託する

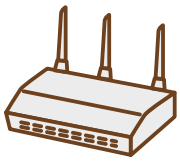


外国人対応が得意なお店や、コンビニ・配送業者等の人や物が集まる施設に免税手続カウンターを設置する(※)





決済端末



Wi-Fi機器

(※)【一般型消費税免税店と承認免税手続事業者を兼ねる場合】
一般型消費税免税店を経営する事業者が、承認免税手続事業者として承認を受けてその一般型消費税免税店内に免税手続カウンターを設置した場合、他の一般型消費税免税店の免税販売手続の代理を行うことができる。また、免税販売手続を委託する一般型消費税免税店で販売した物品とその免税販売手続を受託する一般型消費税免税店で販売した物品を合算して、下限額を超えるか判定することができる。

●必要書類（一般型消費税免税店／免税販売手続を委託する場合）

種類		名称	申請書	添付書類
一般型	自ら免税販売手続を行う	一般型消費税免税店	輸出物品販売場許可申請書	承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
	免税販売手続を委託する			**承認送受信事業者との契約書、手続の委託に関する契約書の写し等**
自動販売機型		自動販売機型消費税免税店		承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
承認免税手続事業者		承認免税手続事業者	承認免税手続事業者承認申請書	免税販売手続マニュアル等
臨時販売場	臨時販売場を設置しようとする事業者	臨時免税店	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書	購入記録情報送信の委託の有無に応じた添付書類
	臨時販売場の設置		臨時販売場設置届出書	テナント契約書や出店許可書の写しなど

●手続情報（一般型免税店／免税販売手続を委託する場合）

	内容
提出時期	一般型消費税免税店の許可を受けようとするとき
提出方法	e-Taxによる送信又は書面の送付・持参
提出先	消費税免税店の許可を受けようとする事業者の納税地を所轄する税務署
添付資料	・販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど） ・購入記録情報の送信を承認送受信事業者に委託する場合には、その委託に関する契約書の写し （購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写しなど） その他の添付書類について、「輸出物品販売場許可申請書の記載要領等」を確認 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm#a05
手数料	不要
留意事項	輸出物品販売場の許可及び識別符号の通知には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って許可申請書を提出してください。

2-4 承認免税手続事業者になるための申請方法

●必要書類（承認免税手続事業者）

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>名称</th><th>申請書</th><th>添付書類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般型</td><td>自ら免税販売手続を行う</td><td rowspan="2">一般型消費税免税店</td><td rowspan="3">輸出物品販売場
許可申請書</td><td>承認送受信事業者との契約書、
免税販売手続マニュアル等</td></tr>
<tr><td>免税販売手続を委託する</td><td>承認送受信事業者との契約書、
手続の委託に関する契約書の写し等</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動販売機型</td><td>自動販売機型
消費税免税店</td><td>承認送受信事業者との契約書、
免税販売手続マニュアル等</td></tr>
<tr><td colspan="2">承認免税手続事業者</td><td>承認免税手続事業者</td><td>承認免税手続事業者承認
申請書</td><td>免税販売手続マニュアル等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">臨時
販売場</td><td>臨時販売場を設置しようとする事業者</td><td rowspan="2">臨時免税店</td><td>臨時販売場を設置しようとする
事業者に係る承認申請書</td><td>購入記録情報送信の委託の有無に
応じた添付書類</td></tr>
<tr><td>臨時販売場の設置</td><td>臨時販売場設置届出書</td><td>テナント契約書や出店許可書の
写しなど</td></tr>
</table>

●手続情報（承認免税手続事業者）

	内容
提出時期	承認免税手続事業者の承認を受けようとするとき
提出方法	e-Taxによる送信又は書面の送付・持参
提出先	免税手続カウンターを設置することにつき承認免税手続事業者の承認を受けようとする事業者の納税地を所轄する税務署
添付資料	・設置しようとする免税手続カウンターで行う免税販売手続に係る事務の概要を記載した書類 （免税販売手続マニュアルなど） ・その他の提出書類や留意事項について、「承認免税手続事業者承認申請書の記載要領等」を確認 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm#a05
手数料	不要
留意事項	承認免税手続事業者の承認及び識別符号の通知には、 一定の審査期間を要しますので、余裕を持って承認申請書を提出してください。

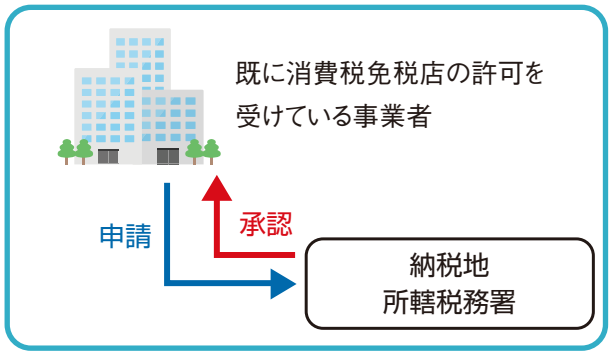
2-5　臨時免税店を設置するための申請方法

消費税免税店を経営する事業者が、臨時免税店の設置事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時免税店を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出した場合、当該臨時免税店において免税販売を行うことができます。

※臨時免税店（自動販売機型消費税免税店とみなされる臨時販売場を除く）を設置する事業者は、一般型消費税免税店に係る許可を受けている事業者である必要があります。
※この制度の対象となる臨時免税店とは、7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。

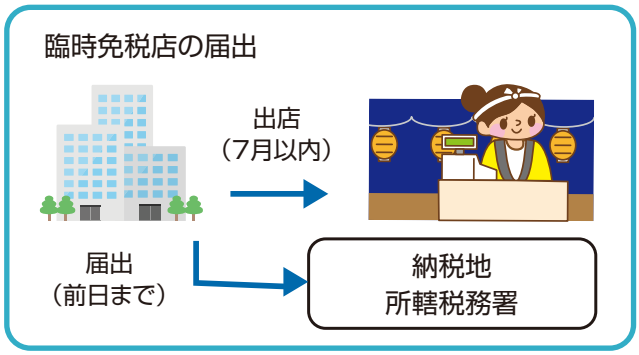
①臨時免税店の設置に係る事前承認

あらかじめ、臨時免税店を設置しようとする事業者として税務署長の承認を受ける。



②臨時免税店の出店時

前日までに、臨時販売場を設置することを税務署長に届け出る。



●必要書類（①臨時免税店を設置しようとする事業者の申請）

種類		名称	申請書	添付書類
一般型	自ら免税販売手続を行う	一般型消費税免税店	輸出物品販売場許可申請書	承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
	免税販売手続を委託する			承認送受信事業者との契約書、手続の委託に関する契約書の写し等
自動販売機型		自動販売機型消費税免税店		承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
承認免税手続事業者		承認免税手続事業者	承認免税手続事業者承認申請書	免税販売手続マニュアル等
臨時販売場	臨時販売場を設置しようとする事業者	臨時免税店	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書	購入記録情報送信の委託の有無に応じた添付書類
	臨時販売場の設置		臨時販売場設置届出書	テナント契約書や出店許可書の写しなど

●手続情報（①臨時免税店を設置しようとする事業者の申請）

	内容
提出時期	臨時免税店を設置しようとする事業者の承認を受けようとするとき
提出方法	e-Taxによる送信又は書面の送付・持参
提出先	臨時免税店を設置しようとする事業者の承認を受けようとする事業者の納税地を所轄する税務署
添付資料	臨時免税店の設置に係る事前承認の際には、購入記録情報の提供等を行うパターンに応じた書類を提出します。 ・その他の提出書類や留意事項について、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載要領等」を確認 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm#a05
手数料	不要
留意事項	臨時免税店を設置しようとする事業者の承認及び識別符号の通知には、 一定の審査期間を要しますので、余裕を持って承認申請書を提出してください。

2 消費税免税店になるには

●必要書類（②臨時免税店の出店時）

種類		名称	申請書	添付書類
一般型	自ら免税販売手続を行う	一般型消費税免税店	輸出物品販売場許可申請書	承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
	免税販売手続を委託する			承認送受信事業者との契約書、手続の委託に関する契約書の写し等
自動販売機型		自動販売機型消費税免税店		承認送受信事業者との契約書、免税販売手続マニュアル等
承認免税手続事業者		承認免税手続事業者	承認免税手続事業者承認申請書	免税販売手続マニュアル等
臨時販売場	臨時販売場を設置しようとする事業者	臨時免税店	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書	購入記録情報送信の委託の有無に応じた添付書類
	臨時販売場の設置		臨時販売場設置届出書	テナント契約書や出店許可書の写しなど

●手続情報（②臨時免税店の出店時）

	内容
提出時期	臨時免税店を出店しようとするするとき
提出方法	e-Taxによる送信又は書面の送付・持参
提出先	臨時免税店を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署
添付資料	・テナント契約書や出店許可書の写しなど ・免税販売手続を自ら行う場合には、免税販売手続マニュアルなど ・免税販売手続を委託する場合には、その委託に係る契約書の写し等 ・その他の提出書類や留意事項について、「臨時販売場設置届出書の記載要領等」を確認 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm#a05
手数料	不要

コラム 消費税免税店を応援します！

- **海外や訪日外国人へ消費税免税店情報の発信**

 日本政府観光局（JNTO）のホームページや、スマートフォンアプリで免税店舗情報を発信しています。

 日本政府観光局（JNTO）のホームページはこちら

- **消費税免税店シンボルマーク発行**

 消費税免税店シンボルマークを取得できます。
 消費税免税店のブランド化・認知度向上に活用可能です。

 Japan. Tax-free Shop

- **消費税免税店向け支援ツール提供**

 観光庁の消費税免税店サイトにて、消費税免税店の手引きや免税手続の多言語指さしガイドシート等を公開しています。

 消費税免税店サイト
 制度や申請方法など掲載



3-1 消費税免税店での免税販売手続の流れの概要

3-1-1 免税販売手続を自ら行う場合

①パスポート等の確認

●外国人旅行者等からパスポートを提示してもらい、パスポートの顔写真と外国人旅行者等の本人確認をします。

●提示されたパスポートから、次の情報の提供を受けます。 ▶▶▶

- ●氏名
- ●国籍
- ●生年月日
- ●在留資格
- ●上陸年月日
- ●パスポート等の種類
- ●パスポート等の番号

↓

②免税購入対象者の確認

●提供を受けたパスポートに記載された上陸許可シールにより、在留資格と上陸許可年月日により、免税購入の対象者であるかを確認。

※在留資格が短期滞在の場合、上陸許可年月日から6ヵ月未満であれば免税購入の対象者です。



↓

③必要事項の説明

●外国人旅行者等に必要事項を説明します。

-免税対象物品の購入日から90日以内の出国時に、税関でパスポートを提示等して確認を受けます。税関の確認を受けなかった場合、消費税相当額の返金を受けることはできません。

-免税購入対象者は税関の求めに応じて免税対象物品を提示できるようにしなければなりません。

-税関の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなければなりません。輸出しなかった場合には、免除された消費税額に相当する消費税を徴収され、かつ、罰則の適用対象となります。

↓

④免税対象物品の確認と購入者へのお渡し

●下限額（同日の購入額が税抜5,000円以上）を満たしていること、免税対象外の物品（金及び白金の地金、金貨、白金貨、サービスに係る料金等）ではないことを確認し、購入者へお渡し。

※税込価格での販売です。

↓

⑤購入記録情報を国税庁へ送信

●外国人旅行者等のパスポートから取得した情報、購入した商品に関する情報等を設定し、購入記録情報を国税庁へ送信します。

※税抜単価100万円以上の商品については、品名に加えてその商品を特定できるような情報を入力します。
（3-2-2　購入記録情報の作成に関する留意点を参照）

⑥返金に関する説明

●税関で持出しが確認された後に消費税相当額を返金する「返金先」の情報（クレジットカードの番号、二次元コードの情報等）の登録方法をご案内します。

●その他、返金について、資金決済法等に基づき必要な項目を説明します。

※説明が必要な項目は、事業者により異なります。返金業務を委託している場合には返金事業者にご確認ください。

⑦税関確認情報の取得と保存・経理処理

●外国人旅行者等が購入から90日以内に税関による持出し確認を受けた旨の「税関確認情報」を取得し、保存します。

●免税販売が成立したものとして、課税売上を免税売上に振り替える処理を行います。

⑧免税購入対象者への返金

●外国人旅行者等へ消費税相当額を返金します。

3-1-2 免税販売手続を委託する場合

一般型消費税免税店（免税販売手続を委託）

○物品の販売

●外国人旅行者等に税込で販売します
●免税手続カウンターへフロアマップ等を使って案内します。

↓

免税手続カウンター（承認免税手続事業者）

①パスポート等の確認

●外国人旅行者等からパスポートを提示してもらい、パスポートの顔写真と外国人旅行者等の本人確認をします。
●提示されたパスポートから、次の情報の提供を受けます。 ▶▶▶

●氏名　●国籍
●生年月日　●在留資格
●上陸年月日
●パスポート等の種類
●パスポート等の番号

②免税購入対象者の確認

●提供を受けたパスポートに記載された上陸許可シールにより、在留資格と上陸許可年月日により、免税購入の対象者であるかを確認。
※在留資格が短期滞在の場合、上陸許可年月日から6ヵ月未満であれば免税購入の対象者です。



③必要事項の説明

●外国人旅行者等に必要事項を説明します。
-免税対象物品の購入日から90日以内の出国時に、税関でパスポートを提示等して確認を受けます。税関の確認を受けなかった場合、消費税相当額の返金を受けることはできません。
-免税購入対象者は税関の求めに応じて免税対象物品を提示できるようにしなければなりません。
-税関の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなければなりません。輸出しなかった場合には、免除された消費税額に相当する消費税を徴収され、かつ、罰則の適用対象となります。

④免税対象物品の確認と購入者へのお渡し

●下限額（同日の購入額が税抜5,000円以上）を満たしていること、免税対象外の物品（金及び白金の地金、金貨、白金貨、サービスに係る料金等）ではないことを確認し、購入者へお渡し。

⑤購入記録情報を国税庁へ送信

●外国人旅行者等のパスポートから取得した情報、購入した商品に関する情報等を設定し、購入記録情報を国税庁へ送信します。
※税抜単価100万円以上の商品については、品名に加えてその商品を特定できるような情報を入力します。
（3-2-2　購入記録情報の作成に関する留意点を参照）

⑥返金に関する説明

●税関で持出しが確認された後に消費税相当額を返金する「返金先」の情報（クレジットカードの番号、二次元コードの情報等）の登録方法をご案内します。

●その他、返金について、資金決済法等に基づき必要な項目を説明します。
※説明が必要な項目は、事業者により異なります。返金業務を委託している場合には返金事業者にご確認ください。

↓

一般型消費税免税店（免税販売手続を委託）

⑦税関確認情報の取得と保存・経理処理

●外国人旅行者等が購入から90日以内に税関による持出し確認を受けた旨の「税関確認情報」を取得し、保存します。

●免税販売が成立したものとして、課税売上を免税売上に振り替える処理を行います。

⑧免税購入対象者への返金

●外国人旅行者等へ消費税相当額を返金します。

●免税販売手続を委託する場合の留意事項

免税手続カウンターでは、持ち込まれた物品が、消費税免税店において販売されたものと同一であるかを確認する必要があります。また、購入記録情報は、免税手続カウンターで作成するため、作成に必要な情報は消費税免税店と共有できるようにしましょう。

●物品の同一性の確認のための手段（例）

販売店舗において交付するレシートの記載内容と物品を照らし合わせることにより、その消費税免税店で販売された物品であることが確認できる。免税手続カウンターでは、お客様からこのレシートと物品の提示を受けて、その店舗で販売された物品と、お客様が提示した物品とが同一であることを確認する。



●情報の共有のための手段（例）

個別店舗において交付するレシートの記載内容は、購入記録情報を作成するために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び価格（税抜）、物品の価格の合計額（税抜）など）が含まれている。免税手続カウンターでは、このレシートをもとに購入記録情報を作成する。そのほか、レシートに代わり電子的に販売情報を共有することも考えられる。



3-2 消費税免税店での免税販売手続の詳細

3-2-1 免税購入対象者の確認

免税購入対象者であることを確認するためには、以下のような書類で確認します。

●パスポートでの確認

●在留資格「短期滞在（※）」「外交」「公用」
⇒パスポート上の上陸許可シールで免税購入対象者であることを確認します。

●通過上陸許可、寄港地上陸許可
⇒パスポート上の通過上陸許可、寄港地上陸許可のシールで免税購入対象者であることを確認します。

●米軍構成員等
⇒パスポート上の「Status Of Forces Agreement(SOFA)」のスタンプで免税購入対象者であることを確認します。

（※）トラスティド・トラベラー・プログラム（TTP）を利用して入国された方は、在留資格と上陸許可日の確認を特定登録者カードで行う。

●パスポートと上陸許可書での確認

●乗員上陸許可、船舶観光上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可。
⇒パスポート（※）で本人確認をしたうえで、各種上陸許可書に押された入国スタンプで免税購入対象者であることを確認します。
（※）船舶観光上陸許可は、許可書に貼付されたパスポートのコピーも可。

●Visit Japan Webでの確認

●Visit Japan Webの免税用二次元コード
⇒外国人旅行者等のスマートフォン等の端末で表示された免税用二次元コードの上の顔写真により本人確認を行い、二次元コードを読み取って取得した情報で免税購入対象者であることを確認します。
※時計が動いている（スクリーンショットではない）ことを併せて確認。



●パスポートと海外在住の証明書類での確認（日本人一時帰国）

●海外在住の日本人一時帰国者
⇒日本国外に継続して2年以上居住していることを証明書類（マイナンバーカード、在留証明、戸籍の附票の写しのいずれか）で確認。
※確認方法の詳細は、観光庁の消費税免税店サイトに掲載の「免税購入対象者（日本国籍）を確認する書類について」をご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00019.html

3-2-2 購入記録情報の作成に関する留意点

●税抜単価100万円以上の商品の「商品情報詳細」

免税販売手続を行う商品の単価が税抜100万円以上の場合には、その商品を特定できるような情報を入力します。例えば、商品の具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書、鑑別書若しくは保証書付きであること等を入力します。時計等のように商品にシリアルナンバーがある場合には、シリアルナンバーを必ず入力します。

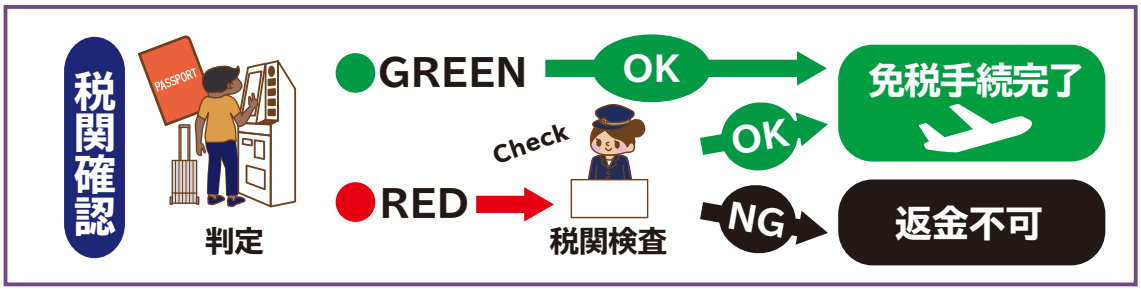
3-2-3 外国人旅行者等への返金に関するご案内

●消費税免税店での返金に関するご案内

外国人旅行者等に消費税相当額の返金を行う方法（クレジットカード、二次元コード決済、銀行送金、現金返金等）についてのご案内は、消費税免税店が行います。返金業務を返金事業者に委託する場合には、ご案内すべき内容を契約する返金事業者に確認してください。

＜参考①＞空港・海港での税関確認について

外国人旅行者等は、購入日から90日以内に出国する空海港で税関確認を受けます。



① 出国する空海港に設置してある免税手続用の端末にパスポートを読み込ませます。
② 免税手続用の端末の画面上に税関検査の要否判定が表示され、
・グリーン判定（検査不要）の場合、これで税関での確認手続は終了。
・レッド判定（検査が必要）の場合、税関の検査場所で免税対象物品の持出し確認を受けます。
※一部の空港では免税手続の端末に代えて「Visit Japan Web」によるオンライン手続を行うことができます。

＜参考②＞免税販売手続のお役立ちツール

店頭での免税販売手続の際に使用できるツールは、各省庁のホームページに掲載されています。

【観光庁】https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00019.html
〇対象者判定ツール
・免税可否についての手続フロー　外国人
・免税可否についての手続フロー　日本人
・免税購入対象者（日本国籍）を確認する書類について
〇多言語対応のツール
・多言語指さしガイドシート

【国税庁】https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm#hanbai_ryui
〇説明事項（多言語）
・輸出物品販売場での購入者への説明事項

相談窓口

知りたい情報	お問い合わせ先
免税制度(リファンド方式)の概要やその一般相談	各国税局に設置する「電話相談センター」 TEL.0570-00-5901 ※8時30分～17時00分（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）
免税販売管理システム	国税庁・免税販売管理システム ヘルプデスク TEL.0570-056-620 ※10時00分～17時00分（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）
出国時の税関手続等	税関相談官 http://www.customs.go.jp/question2.htm
返金業務の委託	契約中の承認送受信事業者
消費税免税店シンボルマーク	消費税免税店シンボルマーク申請事務局 TEL.03-6810-1081 ※9時30分～17時30分（土日祝日及び12月29日～1月4日を除きます。） tax-freeshop@omc.co.jp https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/symbolmark.html

旅行者からの相談対応やこれから消費税免税店になろうとする事業者からのお問い合わせ ▶ 地方運輸局/地方経産局 消費税免税店相談窓口

地域	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局
北海道	北海道運輸局 観光企画課 TEL 011-290-2700	北海道経済産業局 産業振興課 TEL 011-709-1728
東　北	東北運輸局 観光企画課 TEL 022-791-7509	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL 022-221-4914
関　東	関東運輸局 国際観光課 TEL 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 048-600-0286
中　部	中部運輸局 観光企画課 TEL 052-952-8045	中部経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 052-951-0597
北　陸	北陸信越運輸局 観光企画課 TEL 025-285-9181	
近　畿	近畿運輸局 国際観光課 TEL 06-6949-6796	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 06-6966-6025
中　国	中国運輸局 観光地域振興課 TEL 082-228-8703	中国経済産業局 流通・サービス産業室 TEL 082-224-5655
四　国	四国運輸局 観光企画課 TEL 087-802-6735	四国経済産業局 商務・流通産業課 TEL 087-811-8524
九　州	九州運輸局 観光企画課 TEL 092-472-2330	九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5511
沖　縄	沖縄総合事務局 運輸部観光課 TEL 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL 098-866-1731